

次の市有地貸付について、制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 7 日

長崎市長 鈴木 史朗

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 市有地貸付に係る制限付一般競争入札
- (2) 貸付物件 ①長崎市松山町 34 番 宅地 地積 578.64 m²
②長崎市賑町 2 番 2 の一部① 宅地 地積 55.80 m²
③長崎市賑町 2 番 2 の一部② 宅地 地積 55.60 m²
④長崎市賑町 2 番 2 の一部③ 宅地 地積 79.69 m²
- (3) 概 要 長崎市有地の貸付
- (4) 貸付期間 ①令和 7 年 10 月 1 日（水）から令和 12 年 3 月 31 日（日）まで
②③④令和 7 年 10 月 1 日（水）から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで
- (5) 契約保証金 要（契約金額の 100 分の 10 以上。ただし、長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 34 条第 3 号に該当する場合は免除）
- (6) 予定価格 非公表

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定による指名停止措置の期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (5) 本入札に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- (6) 長崎市税、消費税及び地方消費税に関し未納がないこと。

3 契約条項等を示す場所

長崎市契約規則等については、長崎市財務部資産経営課（以下「資産経営課」という。）（長崎市魚の町 4 番 1 号 長崎市役所 10 階）において閲覧することができる。

4 開札の日時及び場所

令和7年9月3日(水)9時30分

長崎市役所17階中会議室(長崎市魚の町4番1号)

5 入札保証金

要(見積る契約金額の100分の3以上。ただし、長崎市契約規則第6条第3項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は免除)

6 入札参加申請等

- (1) 本入札の参加希望者は、事前に市有地貸付募集要項(以下、「募集要項」という。)の各記載事項を承知のうえ、市有財産借用申込書(様式1)(以下「申込書」という。)及び関係書類(以下「申込書等」という。)を提出しなければならない。

なお、提出する証明書は発行日から3か月以内のものとする。

ア 申込書

イ 市有財産利用計画書(任意様式。利用方法等を具体的に記入すること。)

ウ 市町村が発行する住民票の写し(個人の場合のみ)

エ 法務局が発行する履歴事項全部証明書(法人の場合のみ)

オ 誓約書(様式2)

カ 役員名簿(様式3)(法人の場合のみ)

キ 長崎市が発行する市税の完納証明書

ク 所轄の税務署が発行する納税証明書(消費税及び地方消費税)

ケ 許可書又は証明書の写し(利用方法等において法律上の許可等を要する業種の場合のみ)

コ 個人事業の内容又は会社の業務内容がわかる資料

- (2) 申込書等は郵送又は持参により提出するものとする。なお、郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによるものとし、令和7年7月23日(水)14時00分必着とする。

(3) 申込書等の受付

ア 受付期間 令和7年7月7日(月)から令和7年7月23日(水)まで(ただし、長崎市の休日を定める条例(平成5年長崎市条例第35号)第1条第1項に規定する休日を除く。)

イ 受付時間 9時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分までを除く。ただし、令和7年7月23日(水)は14時00分まで)

ウ 受付場所 長崎市魚の町4番1号(長崎市役所10階) 資産経営課
電話番号 095(829)1127(直通)

(4) その他

ア 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出書類は無断で他の目的に使用しないものとする。

ウ 提出書類は返却しないものとする。

エ 提出書類は公表しないものとする。

7 入札参加資格を有しない入札参加申請者への通知

入札資格確認の結果、参加資格を有しないと認めた者には、否認理由を併記した制限付一般競争入札参加資格確認通知書にて令和7年8月15日(金)までに通知する。

8 募集要項及び質疑応答

(1) 募集要項及び関係様式は、長崎市ホームページからダウンロードして取得すること。なお、ダウンロードが困難な場合は、資産経営課の窓口で配付する。この場合は、事前に資産経営課へ電話すること。

(2) 募集要項等の質疑応答

本件の土地の使用等に係る質疑は、本市所定の質問書で行うものとする。

ア 提出期限 令和7年7月16日(水)12時00分までに持参、ファックス又は電子メールによるものとする。(ファックス又は電子メールの場合は、電話により到着確認を行うこと。)

イ 提出先 長崎市魚の町4番1号(長崎市役所10階) 資産経営課

ファックス番号 095(829)1248

メールアドレス shisankeiei@city.nagasaki.lg.jp

ウ 回答期限 令和7年7月18日(金)までにファックス等で回答するほかホームページで公開する。

9 入札書の提出方法等

(1) 提出方法 入札書の提出は、郵送にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付けない。なお、入札書は所定の様式を使用し、封筒には入札書封筒用貼付用紙を貼付すること。

また、募集要項等の質疑応答や現地等を確認し、十分に納得のうえ送付すること。

(2) 提出期間 令和7年8月15日(金)から令和7年8月29日(金)まで

日本郵便(株)長崎中央郵便局必着

(3) 郵送方法 一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかによる。

(4) 郵送先 〒850-8799 日本郵便(株)長崎中央郵便局留

郵便入札用入札書在中(長崎市役所資産経営課扱い) 宛

(5) 入札執行回数は、2回を限度とする。(再度入札についても、郵便入札とする。)

(6) 初回入札において落札者が決定せず再度入札を行う場合は、再度入札を行う旨を入札参加者へ連絡するものとする。

10 開札方法

本公告中「4 開札の日時及び場所」にて、入札書を開札する。なお、開札は、立会人による立会のもとで行う。

11 開札立会人

本入札に参加した者又は本入札に参加した者から開札の立会いに関する委任を受けた代理人は、当該開札に立会うことができる。

12 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、当該入札者は再度入札の参加は認めない。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者(入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。)のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

(2) 本入札に係る申込書又は提出資料において虚偽の記載をした者の入札

(3) 長崎市契約規則第12条に該当する入札

(4) 入札金額を訂正した入札

(5) 入札金額が確認できない入札

(6) 本市所定の入札書及び印鑑を使用しない入札

- (7) 入札書封筒用貼付用紙を封筒に貼り付けずに郵送された入札書による入札
- (8) 本公告中「9 入札書の提出方法等(3)」に記載する郵送方法以外による入札
- (9) 再度入札する場合において、初回入札に参加しなかった者のした入札

13 入札書の撤回等

入札者は、提出した入札書（本市に到達したものをいう。以下同じ。）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

14 入札辞退

入札書提出前までは入札の辞退を認めることとし、入札者はその旨を書面にて郵便又は持参の方法により届け出なければならない。

15 入札の中止又は延期

入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止又は延期する場合がある。

16 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、本件の予定価格以上の価格で、最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者が入札書に記載した「くじ番号」に基づき、本市が定めるくじの方式により落札者を決定する。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

17 異議の申立て

入札をした者は、入札後、長崎市契約規則、募集要項その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

18 その他注意事項

その他土地の使用に関する注意事項は、募集要項に記載のとおり。

19 問い合わせ先

資産経営課 財産管理係 長崎市魚の町4番1号（長崎市役所10階）
電話番号 095（829）1127（直通）
ファックス番号 095（829）1248
メールアドレス shisankeiei@city.nagasaki.lg.jp